

令和5年度

第1回秋田県農山村ふるさと保全検討委員会

【資料2】

日本型直接支払交付金に関すること

# 多面的機能支払交付金の取組について

## [実施状況]

	令和4年度 実績	令和5年度 予算状況	増減
取組面積	98,117ha	99,000ha	883ha
交付金	4,520百万円	4,682百万円	162百万円
組織数	1,000	1,010	10
延べ参加者	82,429人	84,000人	1,571人
農業者	56,455人	57,300人	845人
農業者以外	25,974人	26,700人	726人
延べ参加団体	5,336団体	5,400団体	64団体
1人当り交付額	55千円	56千円	1千円

## [現状の課題等]

### ○事務の担い手不足

高齢化や過疎化による役員の成り手不足や国の制度改正による事務の煩雑化のため、事務作業が負担となり活動の継続を躊躇する組織が多く見られる。

### ○活動の担い手不足

高齢化や過疎化による農業従事者や組織構成員の減少のため、水路等の地域資源の維持活動の担い手が不足し、活動を断念する組織が散見される。

### ○活動休止・事務委託の要望

昨年度全組織を対象に実施したアンケート調査の結果、上記課題を抱えた64組織から活動休止または事務作業の外部委託を強く希望する回答があった。

## [今後の取組方針]

### ●活動の継続が難しい組織に対する対応

活動の継続を図るため、活動の休止や事務委託を早急に希望する組織に対して個別訪問し、隣接集落を巻き込んだ話し合いを展開する。

### ●事務の外部委託

受託実績のある土地改良区やJAに加え、新たに地域運営組織や地域おこし協力隊等と組織等とのマッチングを行い、事務受託を推進する。

### ●共同活動の省力化

人材不足解消のため、リモコン草刈機の実演会やドローン防除作業などの省力化技術を紹介し、地域の担い手や若手農家等に普及を図る。

# 67-1 日本型直接支払のうち

## 多面的機能支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 49,325 (48,702) 百万円】

### <対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

### <事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上〔令和7年度まで〕）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上〔令和7年度まで〕）

### <事業の内容>

#### 1. 多面的機能支払交付金 47,673 (47,050) 百万円

- ① 農地維持支払  
地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。
- ② 資源向上支払  
地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

#### 交付単価

	都府県		北海道		
① 農地維持支払 (共同) ※1	② 資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	③ 農地維持支払 (共同) ※1	④ 資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	⑤ 資源向上支払 (長寿命化)※1,2,3	(円/10a)
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	2,000	1,000	480
草地	250	240	400	130	120

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕

- ※ 1：②、⑤の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要
- ※ 2：①、②と併せて③の長寿命化に取り組む場合は、②に75%単価を適用
- ※ 3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用

#### 2. 多面的機能支払推進交付金 1,652 (1,652) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による事業の推進を支援します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想の策定等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



農道の路面維持

#### 資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



ため池の外來種駆除



農道の窪みの補修



水路のひび割れ補修

実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）  
 対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地  
 【加算措置】

項目	都府県		北海道		交付金（定額）
	田	畑	田	畑	
多面的機能の更なる増進	400	240	400	320	400
農村協働力の深化	40	40	400	20	40
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）の推進	400	400	400	320	400
小規模集落支援	1,000	600	1,000	700	1,000
広域化への支援	80	80	80	40	80

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

# 中山間地域等直接支払交付金の取組について

## [実施状況]

	令和4年度 実績	令和5年度 予算状況	増減
取組面積	9,895ha	10,000ha	105ha
交付金	1,045百万円	1,082百万円	46百万円
協定数	486	510	24
集落	482	506	24
個別	4	4	0
参加者	10,104人	10,800人	696人
1人当り交付額	103千円	100千円	△3千円

\*「増減」欄について、端数処理により計算が合わない場合がある。

## [現状の課題等]

### ○協定内の担い手不足

- ・集落活動のリーダーが少ないこと、事務作業等の担い手が不在なことにより、協定の継続が難しくなっている。
- ・昨年度実施した第5期中間年評価の結果、次期対策において廃止の意向を示しているのが56協定（11％）となっている。

## [今後の取組方針]

### ●農作業の労力軽減

- ・斜面における草刈作業を軽減するため、リモコン草刈機等の導入に向けたPR活動を実施する。
- ・6月14日～16日の3日間、県立スケート場で開催されたJA農機大展示会においてPR活動を実施済み。引き続き、活動組織等に対して周知を図る。

### ●調査結果に基づく支援の強化

- ・次期対策において継続が危ぶまれる56協定に対して県と市町村が訪問し、課題の解決に向けた検討や話し合い等、取組の継続に対して支援する。

（R元）547協定 → （R2）483協定   △64協定

＊第4期終期アンケート   △35協定

## 67-2 日本型直接支払のうち

### 中山間地域等直接支払交付金

【令和5年度予算概算要求額 26,500 (26,100) 百万円】

#### <対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援します。

#### <事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

#### <事業の内容>

#### 1. 中山間地域等直接支払交付金

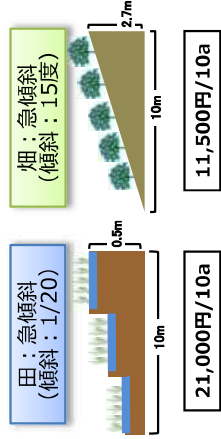
26,200 (25,800) 百万円

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに基づいて農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

#### 【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20～)	21,000
	緩傾斜 (1/100～)	8,000
畑	急傾斜 (15度～)	11,500
	緩傾斜 (8度～)	3,500

「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）



#### 2. 中山間地域等直接支払推進交付金

300 (300) 百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

#### <事業の流れ>



#### <事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等  
(地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

#### 【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
<b>棚田地域振興活動加算</b>	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
<b>超急傾斜農地保全管理加算</b>	
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
<b>集落協定広域化加算</b> 【上限額：200万円/年】	
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
<b>集落機能強化加算</b> 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
<b>生産性向上加算</b> 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

# 環境保全型農業直接支払交付金の取組について

## 【実施状況】

環境保全型農業直接支払交付金の取組について

	令和4年度 実績 (A)	令和5年度 予算 (B)	増減 (B - A)
取組面積	4,485ha	5,057ha	572ha
有機農業	419ha	486ha	67ha
カバークロープ	376ha	467ha	91ha
堆肥の施用	244ha	267ha	23ha
長期中干し	2,586ha	2,961ha	375ha
秋耕	4ha	5ha	1ha
冬期湛水管理	0ha	1ha	1ha
IPM+除草+秋耕	712ha	789ha	77ha
IPM+除草+無代かき	142ha	159ha	17ha
交付金	134百万円	155百万円	21百万円
申請数	20件	19件	△1件
取組市町村	10市町村	10市町村	0市町村

※令和5年度については、前年度秋要望による予算ベースで作成。

## 【成果と課題等】

- 令和4年度の実績については、全体の取組面積が4,485haと前年度実績4,475haより10ha増加した。
- 八郎湖の水質保全を図るため、無代かき移植栽培による濁水流出抑制を行う取組を新たに地域特認取組に認定。令和4年度は142haで取組が実施された。
- 県内における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は年々増加しているものの、実施市町村数及び実施件数は、取組農業者の高齢化及び労働力の減少に伴い減少傾向となっている。

## 【今後の取組方針】

- 引き続き本交付金の周知を図るとともに、環境保全型農業の栽培講習会等を開催し、取組者数及び取組面積の増加を目指す。
- 有機農業や堆肥の散布など作業負担の大きい取組に対する省力化機械等の導入支援や、化学肥料の施肥低減に必要な機械等の導入を支援し、環境保全型農業の取組を促進する。

# 環境保全型農業直接支払交付金

【令和5年度予算概算決定額 2,650 (2,650) 百万円】

## <対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るとともに、みどりの食料システム戦略の実現に向けて、農業生産に由来する環境負荷を低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援します。

## <事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

## <事業の内容>

### 1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,537 (2,537) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の要件
  - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
  - イ 持続可能な農業生産に向けた研修の受講と自己点検に取り組むこと
  - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動
- ④ 取組拡大加算
 

有機農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を支援

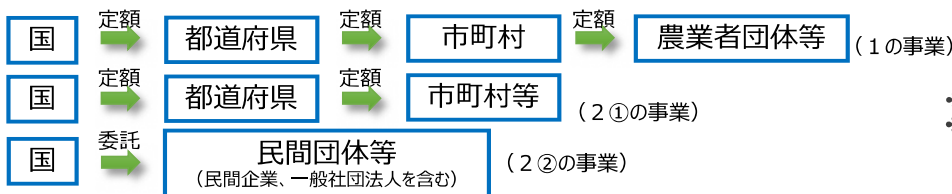
### 2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 113 (113) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 104 (104) 百万円
 

都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 9 (9) 百万円
 

本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### 【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

#### ▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

全国共通取組		交付単価 (円/10a)
有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	12,000
	このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合 <sup>注2</sup> に限り、2,000円を加算。	
注1)	そば等雑穀、飼料作物	3,000
	堆肥の施用	4,400
	カバークロープ	6,000
	リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400 (3,200)
	草生栽培	5,000
	不耕起播種 <sup>注3</sup>	3,000
	長期中干し	800
	秋耕	800



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロープ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

- ▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）  
※交付単価は、都道府県が設定します。

### 【取組拡大加算】

有機農業に新たに取り組む農業者の受入れ・定着に向けて、栽培技術の指導等の活動を実施する農業者団体に対し、活動によって増加した新規取組面積に応じて支援（交付単価：4,000円/10a）

- ❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。
- ❖ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)